

1級地：北海道内該当なし
2級地：札幌市
3級地：函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、北広島市、江別市、千歳市、恵庭市
4級地：釧路市、帯広市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、七飯町、岩内町、倶知安町
5級地：上記以外の市町村

道路法施行令別表（単価比較）

改定単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第一級地	2,200 円
			第二級地	940 円
			第三級地	670 円
			第四級地	570 円
			第五級地	530 円
	第2種電柱		第一級地	3,300 円
			第二級地	1,400 円
			第三級地	1,000 円
			第四級地	880 円
			第五級地	810 円
	第3種電柱		第一級地	4,500 円
			第二級地	2,000 円
			第三級地	1,400 円
			第四級地	1,200 円
			第五級地	1,100 円
	第1種電話柱		第一級地	1,900 円
			第二級地	840 円
			第三級地	600 円
			第四級地	510 円
			第五級地	470 円
第2種電話柱	第一級地		3,100 円	
	第二級地		1,300 円	
	第三級地		960 円	
	第四級地		820 円	
	第五級地		750 円	
第3種電話柱	第一級地		4,300 円	
	第二級地		1,800 円	
	第三級地		1,300 円	
	第四級地		1,100 円	
	第五級地		1,000 円	
その他の柱類	第一級地		190 円	
	第二級地		84 円	
	第三級地		60 円	
	第四級地		51 円	
	第五級地		47 円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年		第一級地	19 円
			第二級地	8 円
			第三級地	6 円
			第四級地	5 円
			第五級地	5 円
地下に設ける電線その他の線類		第一級地	12 円	
		第二級地	5 円	
		第三級地	4 円	
		第四級地	3 円	
		第五級地	3 円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,900 円	
		第二級地	820 円	
		第三級地	590 円	
		第四級地	500 円	
		第五級地	460 円	
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	第一級地	1,200 円	
		第二級地	500 円	
		第三級地	360 円	
		第四級地	310 円	
		第五級地	280 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,900 円	
		第二級地	1,700 円	
		第三級地	1,200 円	
		第四級地	1,000 円	
		第五級地	940 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地	1,600 円	
		第二級地	710 円	
		第三級地	500 円	
		第四級地	430 円	
		第五級地	390 円	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地	33,000 円	
		第二級地	5,400 円	
		第三級地	1,900 円	
		第四級地	900 円	
		第五級地	580 円	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地	3,900 円	
		第二級地	1,700 円	
		第三級地	1,200 円	
		第四級地	1,000 円	
		第五級地	940 円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	82 円
			第二級地	35 円
			第三級地	25 円
			第四級地	22 円
			第五級地	20 円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		第一級地	120 円
			第二級地	50 円
			第三級地	36 円
			第四級地	31 円
			第五級地	28 円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		第一級地	170 円
			第二級地	76 円
			第三級地	54 円
			第四級地	46 円
			第五級地	42 円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		第一級地	230 円
			第二級地	100 円
			第三級地	72 円
			第四級地	61 円
			第五級地	56 円
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	第一級地		350 円	
	第二級地		150 円	
	第三級地		110 円	
	第四級地		92 円	
	第五級地		85 円	

現行単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第一級地	1,900 円
			第二級地	800 円
			第三級地	570 円
			第四級地	480 円
			第五級地	430 円
	第2種電柱		第一級地	2,900 円
			第二級地	1,200 円
			第三級地	870 円
			第四級地	730 円
			第五級地	670 円
	第3種電柱		第一級地	3,900 円
			第二級地	1,700 円
			第三級地	1,200 円
			第四級地	990 円
			第五級地	900 円
	第1種電話柱		第一級地	1,700 円
			第二級地	710 円
			第三級地	510 円
			第四級地	430 円
			第五級地	390 円
	第2種電話柱		第一級地	2,700 円
			第二級地	1,100 円
			第三級地	810 円
			第四級地	680 円
			第五級地	620 円
第3種電話柱	第一級地		3,700 円	
	第二級地		1,600 円	
	第三級地		1,100 円	
	第四級地		940 円	
	第五級地		850 円	
その他の柱類	第一級地		170 円	
	第二級地		71 円	
	第三級地		51 円	
	第四級地		43 円	
	第五級地		39 円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地	17 円	
		第二級地	7 円	
		第三級地	5 円	
		第四級地	4 円	
		第五級地	4 円	
地下に設ける電線その他の線類		第一級地	10 円	
		第二級地	4 円	
		第三級地	3 円	
		第四級地	3 円	
		第五級地	2 円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,600 円	
		第二級地	700 円	
		第三級地	490 円	
		第四級地	420 円	
		第五級地	380 円	
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	第一級地	1,000 円	
		第二級地	430 円	
		第三級地	300 円	
		第四級地	260 円	
		第五級地	230 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,400 円	
		第二級地	1,400 円	
		第三級地	1,000 円	
		第四級地	850 円	
		第五級地	780 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地	1,400 円	
		第二級地	600 円	
		第三級地	420 円	
		第四級地	360 円	
		第五級地	330 円	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地	30,000 円	
		第二級地	4,800 円	
		第三級地	1,800 円	
		第四級地	870 円	
		第五級地	590 円	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地	3,400 円	
		第二級地	1,400 円	
		第三級地	1,000 円	
		第四級地	850 円	
		第五級地	780 円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	71 円
			第二級地	30 円
			第三級地	21 円
			第四級地	18 円
			第五級地	16 円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		第一級地	100 円
			第二級地	43 円
			第三級地	30 円
			第四級地	26 円
			第五級地	23 円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		第一級地	150 円
			第二級地	64 円
			第三級地	45 円
			第四級地	38 円
			第五級地	35 円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		第一級地	200 円
			第二級地	86 円
			第三級地	61 円
			第四級地	51 円
			第五級地	47 円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		第一級地	300 円
			第二級地	130 円
			第三級地	91 円
			第四級地	77 円
			第五級地	70 円

改定単価										現行単価														
占用物件				単位	占用料					占用物件				単位	占用料									
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			長さ1mにつき1年	第一級地	470	円			法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			長さ1mにつき1年	第一級地	400	円							
					第二級地	200	円								第二級地	170	円							
					第三級地	140	円								第三級地	120	円							
					第四級地	120	円								第四級地	100	円							
					第五級地	110	円								第五級地	93	円							
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				第一級地	820	円				外径が0.4m以上0.7m未満のもの				長さ1mにつき1年	第一級地	710	円						
					第二級地	350	円									第二級地	300	円						
					第三級地	250	円									第三級地	210	円						
					第四級地	220	円									第四級地	180	円						
					第五級地	200	円									第五級地	160	円						
	外径が0.7m以上1m未満のもの				第一級地	1,200	円				外径が0.7m以上1m未満のもの					長さ1mにつき1年	第一級地	1,000	円					
					第二級地	500	円										第二級地	430	円					
					第三級地	360	円										第三級地	300	円					
					第四級地	310	円										第四級地	260	円					
					第五級地	280	円										第五級地	230	円					
	外径が1m以上のもの				第一級地	2,300	円				外径が1m以上のもの						長さ1mにつき1年	第一級地	2,000	円				
					第二級地	1,000	円											第二級地	860	円				
					第三級地	720	円											第三級地	610	円				
					第四級地	610	円											第四級地	510	円				
					第五級地	560	円											第五級地	470	円				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	第一級地	12	円			法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年				第一級地	10	円				
					第二級地	5	円											第二級地	4	円				
					第三級地	4	円											第三級地	3	円				
					第四級地	3	円											第四級地	3	円				
					第五級地	3	円											第五級地	2	円				
		その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	第一級地	39	円					その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	第一級地	34	円			
						第二級地	17	円											第二級地	14	円			
						第三級地	12	円											第三級地	10	円			
						第四級地	10	円											第四級地	9	円			
						第五級地	9	円											第五級地	8	円			
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	3,100	円				その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地		2,700		円						
					第二級地	1,300	円							第二級地		1,100		円						
					第三級地	960	円							第三級地		810		円						
					第四級地	820	円							第四級地		680		円						
					第五級地	750	円							第五級地		620		円						
		地下に設けるもの	第一級地	1,900	円			地下に設けるもの	第一級地			1,700	円											
				第二級地	840	円							第二級地	710	円									
				第三級地	600	円							第三級地	510	円									
				第四級地	510	円							第四級地	430	円									
				第五級地	470	円							第五級地	390	円									
その他のもの	第一級地	1,200	円			その他のもの	第一級地	1,000	円															
		第二級地	500	円					第二級地	430	円													
		第三級地	360	円					第三級地	300	円													
		第四級地	310	円					第四級地	260	円													
		第五級地	280	円					第五級地	230	円													
法第32条第1項第4号に掲げる施設					第一級地	3,900	円			法第32条第1項第4号に掲げる施設					第一級地	3,400	円							
					第二級地	1,700	円								第二級地	1,400	円							
					第三級地	1,200	円								第三級地	1,000	円							
					第四級地	1,000	円								第四級地	850	円							
					第五級地	940	円								第五級地	780	円							
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			占用面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額					法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			占用面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額							
		階数が2のもの				Aに0.006を乗じて得た額							階数が2のもの				Aに0.006を乗じて得た額							
		階数が3以上のもの				Aに0.008を乗じて得た額							階数が3以上のもの				Aに0.007を乗じて得た額							
	上空に設ける通路			第一級地	16,000	円			上空に設ける通路			第一級地	15,000	円										
					第二級地	2,700	円							第二級地	2,400	円								
					第三級地	950	円							第三級地	900	円								
					第四級地	450	円							第四級地	430	円								
					第五級地	290	円							第五級地	290	円								
	地下に設ける通路			第一級地	9,900	円			地下に設ける通路			第一級地	9,000	円										
第二級地					1,600	円							第二級地	1,500	円									
第三級地					570	円							第三級地	540	円									
第四級地					270	円							第四級地	260	円									
第五級地					180	円							第五級地	180	円									
その他のもの			第一級地	3,900	円			その他のもの			第一級地	3,400	円											
				第二級地	1,700	円							第二級地	1,400	円									
				第三級地	1,200	円							第三級地	1,000	円									
				第四級地	1,000	円							第四級地	850	円									
				第五級地	940	円							第五級地	780	円									
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	第一級地	330	円			法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	第一級地	300	円											
			第二級地	54	円						第二級地	48	円											
			第三級地	19	円						第三級地	18	円											
			第四級地	9	円						第四級地	9	円											
			第五級地	6	円						第五級地	6	円											
	その他のもの			表示面積1㎡につき1月	第一級地	3,300	円				その他のもの			表示面積1㎡につき1月	第一級地	3,000	円							
					第二級地	540	円								第二級地	480	円							
					第三級地	190	円								第三級地	180	円							
					第四級地	90	円								第四級地	87	円							
					第五級地	58	円								第五級地	59	円							
第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	第一級地	3,300	円			第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	第一級地	3,000	円									
				第二級地	540	円							第二級地	480	円									
				第三級地	190	円							第三級地	180	円									
				第四級地	90	円							第四級地	87	円									
				第五級地	58	円							第五級地	59	円									
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地	33,000	円					その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地	30,000	円									
				第二級地	5,400	円							第二級地	4,800	円									
				第三級地	1,900	円							第三級地	1,800	円									
				第四級地	900	円							第四級地	870	円									
				第五級地	580	円							第五級地	590	円									
	標識			1本につき1年	第一級地	3,100	円				標識			1本につき1年	第一級地	2,700	円							
					第二級地	1,300	円								第二級地	1,100	円							
					第三級地	960	円								第三級地	810	円							
					第四級地	820	円								第四級地	680	円							
					第五級地	750	円								第五級地	620	円							
旗ざお			1本につき1日	第一級地	330	円			旗ざお			1本につき1日	第一級地	300	円									
				第二級地	54	円							第二級地	48	円									
				第三級地	19	円							第三級地	18	円									
				第四級地	9	円							第四級地	9	円									
				第五級地	6	円							第五級地	6	円									
旗ざお			1本につき1月	第一級地	3,300	円			旗ざお			1本につき1月	第一級地	3,000	円									
				第二級地	540	円							第二級地	480	円									
				第三級地	190	円							第三級地	180	円									
				第四級地	90	円							第四級地	87	円									
				第五級地	58	円							第五級地	59	円									

改定単価				
占用物件			単位	占用料
第7条第1号に掲げる物件	幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 330 円 第二級地 54 円 第三級地 19 円 第四級地 9 円 第五級地 6 円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 3,300 円 第二級地 540 円 第三級地 190 円 第四級地 90 円 第五級地 58 円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 33,000 円 第二級地 5,400 円 第三級地 1,900 円 第四級地 900 円 第五級地 580 円
		その他のもの		第一級地 16,000 円 第二級地 2,700 円 第三級地 950 円 第四級地 450 円 第五級地 290 円
	第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	第一級地 3,900 円 第二級地 1,700 円 第三級地 1,200 円 第四級地 1,000 円 第五級地 940 円
	第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
	第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	第一級地 3,300 円 第二級地 540 円 第三級地 190 円 第四級地 90 円 第五級地 58 円
	第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			第一級地 390 円 第二級地 170 円 第三級地 120 円 第四級地 100 円 第五級地 94 円
第7条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	第一級地 Aに0.010を乗じて得た額 第二級地 Aに0.011を乗じて得た額 第三級地 Aに0.013を乗じて得た額 第四級地 Aに0.014を乗じて得た額 第五級地 Aに0.018を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階段が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階段が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
第7条第9号に掲げる	建築物	階段が3以上のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.026を乗じて得た額
		その他のもの		第一級地 Aに0.013を乗じて得た額 第二級地 Aに0.015を乗じて得た額 第三級地 Aに0.017を乗じて得た額 第四級地 Aに0.022を乗じて得た額 第五級地 Aに0.024を乗じて得た額
				第一級地 Aに0.009を乗じて得た額 第二級地 Aに0.011を乗じて得た額 第三級地 Aに0.012を乗じて得た額 第四級地 Aに0.015を乗じて得た額 第五級地 Aに0.017を乗じて得た額
				Aに0.024を乗じて得た額
				Aに0.009を乗じて得た額 第二級地 Aに0.011を乗じて得た額 第三級地 Aに0.012を乗じて得た額 第四級地 Aに0.015を乗じて得た額 第五級地 Aに0.017を乗じて得た額
場自る0第	建築物		占用面積1㎡につき1年	Aに0.024を乗じて得た額
		その他のもの		第一級地 Aに0.009を乗じて得た額 第二級地 Aに0.011を乗じて得た額 第三級地 Aに0.012を乗じて得た額 第四級地 Aに0.015を乗じて得た額 第五級地 Aに0.017を乗じて得た額
				第一級地 Aに0.013を乗じて得た額 第二級地 Aに0.015を乗じて得た額 第三級地 Aに0.017を乗じて得た額 第四級地 Aに0.022を乗じて得た額 第五級地 Aに0.024を乗じて得た額
				Aに0.024を乗じて得た額
				Aに0.034を乗じて得た額
急号第	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.026を乗じて得た額
		上空に設けるもの		第一級地 Aに0.013を乗じて得た額 第二級地 Aに0.015を乗じて得た額 第三級地 Aに0.017を乗じて得た額 第四級地 Aに0.022を乗じて得た額 第五級地 Aに0.024を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
				Aに0.026を乗じて得た額
				第一級地 Aに0.013を乗じて得た額 第二級地 Aに0.015を乗じて得た額 第三級地 Aに0.017を乗じて得た額 第四級地 Aに0.022を乗じて得た額 第五級地 Aに0.024を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.024を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.034を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
				Aに0.034を乗じて得た額
				Aに0.034を乗じて得た額
第7条第14号及び第15号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.034を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.034を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
				Aに0.034を乗じて得た額
				Aに0.034を乗じて得た額

現行単価				
占用物件			単位	占用料
第7条第1号に掲げる物件	幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 300 円 第二級地 48 円 第三級地 18 円 第四級地 9 円 第五級地 6 円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 3,000 円 第二級地 480 円 第三級地 180 円 第四級地 87 円 第五級地 59 円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 30,000 円 第二級地 4,800 円 第三級地 1,800 円 第四級地 870 円 第五級地 590 円
		その他のもの		第一級地 15,000 円 第二級地 2,400 円 第三級地 900 円 第四級地 430 円 第五級地 290 円
	第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	第一級地 3,400 円 第二級地 1,400 円 第三級地 1,000 円 第四級地 850 円 第五級地 780 円
	第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
	第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	第一級地 3,000 円 第二級地 480 円 第三級地 180 円 第四級地 87 円 第五級地 59 円
	第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			第一級地 340 円 第二級地 140 円 第三級地 100 円 第四級地 85 円 第五級地 78 円
第7条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	第一級地 Aに0.008を乗じて得た額 第二級地 Aに0.009を乗じて得た額 第三級地 Aに0.012を乗じて得た額 第四級地 Aに0.014を乗じて得た額 第五級地 Aに0.017を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階段が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階段が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
第7条第9号に掲げる	建築物	階段が3以上のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.025を乗じて得た額
		その他のもの		第一級地 Aに0.010を乗じて得た額 第二級地 Aに0.012を乗じて得た額 第三級地 Aに0.015を乗じて得た額 第四級地 Aに0.019を乗じて得た額 第五級地 Aに0.022を乗じて得た額
				第一級地 Aに0.007を乗じて得た額 第二級地 Aに0.009を乗じて得た額 第三級地 Aに0.011を乗じて得た額 第四級地 Aに0.014を乗じて得た額 第五級地 Aに0.015を乗じて得た額
				Aに0.022を乗じて得た額
				Aに0.007を乗じて得た額 第二級地 Aに0.009を乗じて得た額 第三級地 Aに0.011を乗じて得た額 第四級地 Aに0.014を乗じて得た額 第五級地 Aに0.015を乗じて得た額
場自る0第	建築物		占用面積1㎡につき1年	Aに0.022を乗じて得た額
		その他のもの		第一級地 Aに0.007を乗じて得た額 第二級地 Aに0.009を乗じて得た額 第三級地 Aに0.011を乗じて得た額 第四級地 Aに0.014を乗じて得た額 第五級地 Aに0.015を乗じて得た額
				第一級地 Aに0.010を乗じて得た額 第二級地 Aに0.012を乗じて得た額 第三級地 Aに0.015を乗じて得た額 第四級地 Aに0.019を乗じて得た額 第五級地 Aに0.022を乗じて得た額
				Aに0.022を乗じて得た額
				Aに0.031を乗じて得た額
急号第	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.025を乗じて得た額
		上空に設けるもの		第一級地 Aに0.010を乗じて得た額 第二級地 Aに0.012を乗じて得た額 第三級地 Aに0.015を乗じて得た額 第四級地 Aに0.019を乗じて得た額 第五級地 Aに0.022を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
				Aに0.022を乗じて得た額
				Aに0.031を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.022を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.031を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
				Aに0.022を乗じて得た額
				Aに0.031を乗じて得た額
第7条第14号及び第15号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.031を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.031を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
				Aに0.031を乗じて得た額
				Aに0.031を乗じて得た額